

添付法令資料 3 :

病院の等級及び許可に関する 2019 年 8 月 27 日付インドネシア共和国保健大臣規則
No.30 (目次)
同年 9 月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 形態及びサービスの種類
 - 第 1 節 形態 (第 5 条)
 - 第 2 節 サービスの種類
 - 第 1 款 通則 (第 6 条)
 - 第 2 款 総合病院 (第 7 条ないし第 12 条)
 - 第 3 款 専門病院 (第 13 条ないし第 16 条)
- 第 3 章 等級 (第 17 条ないし第 22 条)
- 第 4 章 許可
 - 第 1 節 要件 (第 23 条ないし第 28 条)
 - 第 2 節 許可の種類 (第 29 条ないし第 34 条)
 - 第 3 節 許可の手続 (第 35 条ないし第 39 条)
 - 第 4 節 運営許可の延長及び変更 (第 40 条ないし第 42 条)
- 第 5 章 提供 (第 43 条ないし第 55 条)
- 第 6 章 指導及び監督 (第 56 条ないし第 59 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 60 条)
- 第 8 章 終則 (第 61 条及び第 62 条)